

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第1四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	灰クレーンバケット（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	(株)福島製作所	20,487,600	令和元年5月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	洗煙排水ろ過塔用エアークリフト管買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	920,160	令和元年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	蒸気タービン発電機潤滑装置用油冷却器（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	4,428,000	令和元年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	混練機用部品（#1）ほか4点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	本田鐵工(株)	4,510,080	令和元年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	加熱脱塩素化処理装置用部品（#1）ほか3点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	日立造船(株)	5,216,400	令和元年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	湿式有害ガス除去装置用部品買入	019産業用機器	平野工場	倉敷紡績(株)	939,600	令和元年6月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（平野工場）買入

2 契約の相手方

（株）福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却された焼却灰を積出するためのものである。当工場の灰クレーンバケットは（株）福島製作所で製作されたものである。したがって、本製品の形状寸法、材質、他の構成品との関連及び灰クレーン設備との操作制御については当該会社のみが知りうるものであり、他社では灰バケットの品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

灰クレーンバケットは（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、（株）福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

洗煙排水ろ過塔用エアークリフト管買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する洗煙排水ろ過塔用エアークリフト管は、日立造船(株)施工による舞洲工場排水処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

蒸気タービン発電機潤滑装置用油冷却器（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入する油冷却器は、J F Eエンジニアリング（株）設計の平野工場蒸気タービン発電機潤滑装置の構成部品の一つであり、当該会社独自の技術により設計されたものである。

従って、平野工場の主要設備である蒸気タービン発電機潤滑装置の性能保証の関係上、他社製品においては性能保証ができない為、J F Eエンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1. 案件名称

混練機用部品（#1）ほか4点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

本田鐵工株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化処理設備で使用している、本田鐵工株式会社製「混練機」の専用部品であり、他社では混練機への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、本田鐵工株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、本田鐵工株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品（#1）ほか3点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用している、日立造船株式会社製「加熱脱塩素化处理装置」の専用部品であり、他社では加熱脱塩素化处理装置への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定の湿式有害ガス除去装置用部品は、倉敷紡績（株）製の湿式有害ガス除去装置の主要構成部品であり、排ガスを洗浄するために使われるスプレーノズル用部品として倉敷紡績（株）により開発・設計されたものである。

本製品は同社のみ取扱いがあり、形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、本製品以外を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

湿式有害ガス除去装置用部品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)